

1 町長や行政は町づくりにどんな関わりをすればよいのか？

- ・町長は公約を出して当選するのではっきりとビジョンを示すべきだ。でないとう意見を出せばいいかわからない。
- ・地方自治法 147 条で「地方公共団体を統括し、これを代表する」のだから、町長はすべてにおいて責任がある。行政は、それをサポートするもの。

- ・自治会の加入者が減っている。

行政が区にお願いすることが多い。

→役員はそれにかかわることが多い。

→役員の順番が回ってくるのがいやだ。

→依頼を減らす。

区長や自治会長が苦情引受け所になってしまっている。

区や自治会がどういうことをやればいいのかという位置づけをすることでやることが見える。

役員をやりたくないという環境

区の広報的役割として募金、運動会、回覧、見守りなど

苦情はオンブズマンなど別のところへ。

一人世帯の高齢者や子供たちの見守り

年寄りと若い人たちを結びつける機会をつくる。

区の再編

区が大きくなりすぎているところもある。

若い人が入ってきやすくする。

サポートする課等を増やす。

地方自治法第2条第14項

最小の経費で最大の効果

総合計画で基本的なこときちんと定める。

協働のまちづくり条例第6条

情報の提供

手段としてどういうものがあるか詳しく書くべき（広報、回覧など）

住民が参加しやすい環境づくり

ボランティアとして集まりそうなものだけでなく、広くバランスがとれたものが必要

参加環境がこういうものがあるときめ細かく書く

区も一つのパターンでリーダーが動きやすい体制なども詳しく記すべき

## 2 議会や議員は町づくりにどうかかわりをすればよいか

協働のまちづくり条例第8条

調査及び監視

どういう調査、監視をするのか具体的に明確に記載すべき。それに対する報告など具体的に書くべき。

議員の議会報告会も手柄の報告のようなことだけでなく、町でどういうことをしているのかなど分かりやすく報告するようなものでなくてはならない

## 3 情報公開及び情報共有

分からないことが多すぎて興味が持てない。

住民が気になる身近な情報（福祉、区など）をきちんと提供すべき

例えば給食センターと公民館を建てるという情報を知らない人も多い